

河川整備計画（本文）

出典・根拠

3.1.12 琵琶湖(河川浄化)

(1) 赤野井湾

赤野井湾は、南湖東岸に位置する湾状の水域です。湾内の面積は約 143ha、平均水深は約 2m(航路部は約 3.5m)、湾には 8 河川(法竜川、三反田川、天神川、金田井川、守山川、山賀川(新守山川)、山賀川、塚川)が流入し、湾の流域面積は約 29.1km<sup>2</sup> あります。流域の上流部は守山市の市街地、下流部は農村集落や農地となっています。停滞性水域となっている湾状水域に、流域からの汚濁負荷が集中する地形であることから、南湖で最も富栄養化が進んだ水域となっています。富栄養化には陸域から懸濁物に含まれて流入し、湾内で沈殿した底泥から溶出する栄養塩も影響しています。平成 27 年度の実績では、COD と全窒素の流入汚濁負荷量は「琵琶湖水質保全対策行動計画」<sup>(注7)</sup> の目標値を満たしていましたが、全りんは目標値を満たすことができませんでした。

南湖の水質保全を図るため、水質悪化が著しい赤野井湾において、各種水質保全施策と連携しながら、流域の流入負荷量を琵琶湖の水環境の悪化が生じる以前の昭和 40 年頃の推定流入負荷量まで削減することにより、アオコ等の抑制を目指します。発生源対策に加えて、農地や市街地等の非特定汚染源の負荷削減対策を進めます。河川浄化対策として、平成 10 年度から 15 年度に実施した底泥の浚渫に引き続き、湾内に流入する栄養塩を削減する流入負荷削減対策を実施します。流入河川の河口部等において、平時はヨシ等の水生植物による植生浄化、出水初期には河川水を一時的に貯留し汚濁物を沈殿させる一時貯留、および出水後期に一時貯留量を超える分については流出水の速度を落として内湖に沈殿させる流下沈殿等により、流入する栄養塩の削減を行います。

浄化対策の実施に際しては、自然の有する機能を重視した対策、水質浄化に関する新技術の導入やモニタリング等による効果の把握、地域住民による保全活動との連携等に取り組み、総合的な対策を推進していきます。なお、赤野井湾は特に汚濁が進んでいる地域であり、「赤野井湾流域流出水対策推進計画」を定め、対策を重点的・集中的に進めます。

(注 7) 琵琶湖水質保全対策行動計画

琵琶湖水質保全対策行動計画は、琵琶湖における良質な水質を確保することを目的とし、琵琶湖の水質等に影響の大きい特定水域（赤野井湾地域、中間水路地域、浮舟地域の 3 地域）の改善のため、平成 9 年度に策定された。総合的な水質改善施策を実施する計画期間として、平成 18 年度を目標年度として概ね 10 年間で各種事業が実施されてきたが、その後も本計画で設定された目標値を赤野井湾の流入汚濁負荷量の指標として利用している。



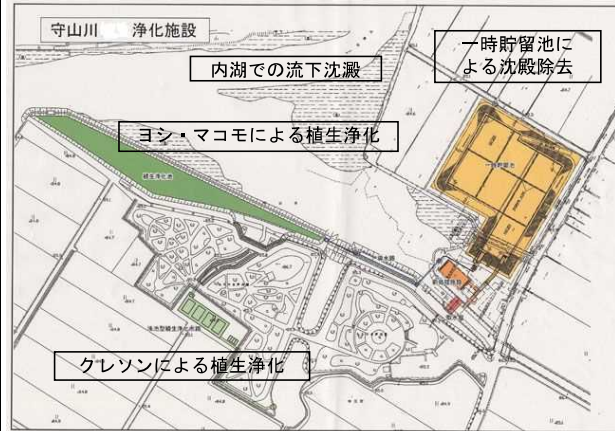
：整備実施区域



赤野井湾全景



赤野井地先で確認されたアオコ（令和 3 年 7 月）

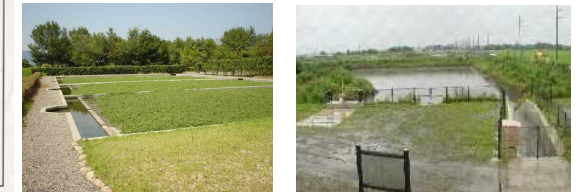


守山川河口部の浄化施設



内湖での流下沈殿

ヨシ・マコモによる植生浄化



クレソンによる植生浄化

一時貯留池による沈殿除去

農業排水対策



農業や化学肥料を減らす等のやさしい農業に取り組んでいる。

市街地排水対策



河川等の浄化対策



河川整備計画（本文）

(2) 木浜内湖

木浜内湖は、昭和41年の埋め立てにより形成された人工的な内湖です。くし状の水路のような形状をした内湖で、水路の総延長は約5.0km、水路幅は約20～150m、水域の面積は約31ha、平均水深は約1.4mです。流域面積は約4.8km<sup>2</sup>で、流域の北側は住宅地、南側は水田の土地利用となっています。内湖と琵琶湖は、5つの樋門でつながっており、流速はほとんどなく、市街化の進展と長年にわたって流れ込んできた排水により、水質、底質とも著しく汚濁が進んだ水域となっています。水の停滞による外来種ホテイアオイの増殖や、再生した湖岸植生を基盤とする特定外来生物オオバナミズキンバイの繁茂等により、景観や生態系等の水辺環境も非常に悪化しています。

木浜内湖の水質改善目標として、昭和40年代前半レベルの流入負荷量まで削減することを目指します。底泥からの栄養塩の溶出を抑制するため、平成13年度から底泥浚渫と植栽を行っており、令和3年度時点で全リンは目標レベルまで削減を達成していますが、全窒素は達成できていない状況です。引き続き、水質改善対策を行います。

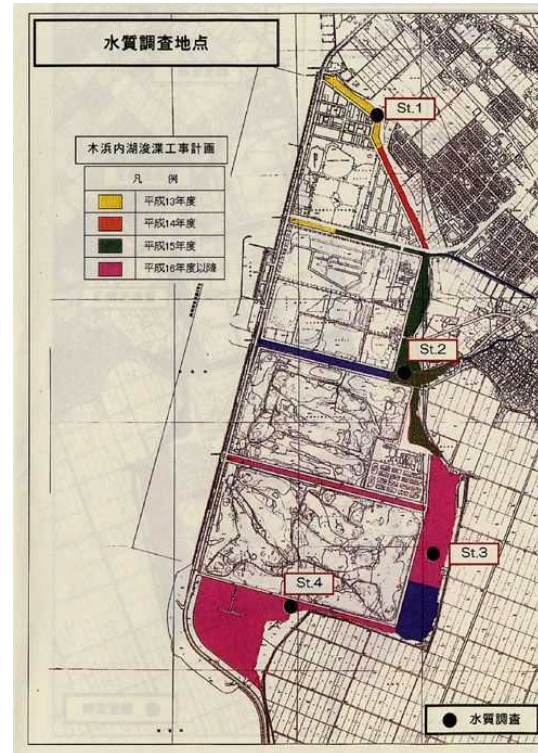
木浜内湖の再生にあたり、計画策定の際の「木浜内湖再生フォーラム」やその後の「木浜地区保全整備地域協議会」等を通じて地域と協働して水環境の改善を進めており、今後も地域との協働により水環境の改善や総合的な対策を推進していきます。



出典・根拠



木浜内湖の全景



浚渫区域



停滞によるホテイアオイの繁茂

## 河川整備計画（本文）

### 3.1.13 琵琶湖（湖辺の保全）

湖辺整備の目標に従い、次の2地区で湖辺の保全を行います。

#### (1) 草津地区（ヨシ原の再生）


草津地区（草津市矢橋町地先）の湖岸は、矢橋船帆島の埋め立てにより造られた人工的な湖岸区間です。中間水路を挟んで対岸は、ヨシ等の植生がみられ自然的な景観であるが、当区間は直立の矢板護岸となっているため、景観や生物の生息・生育空間として好ましくない状態となっています。

このため、ヨシ原を再生し、琵琶湖の原風景を取り戻すとともに、魚や鳥等多様な生物の生息・生育空間として、生態系の保全や水質の保全を図ります。

また、水草の大量繁茂が原因で溶存酸素濃度が低下し魚介類に悪影響を与えていましたが、平成24年より水草の刈り取りを行うことで溶存酸素濃度が向上しています。

湖辺の再生にあたっては、「草津地区保全整備協議会（仮称）」等を通じて地域と協働して琵琶湖の原風景を造り出す取り組みを進めていきます。



 : 整備実施区域


#### (2) マイアミ浜地区（砂浜の保全）

マイアミ浜地区（野洲市吉川地先）の湖岸は、旧野洲川北流河口部の約3kmの湖岸ですが、かつては、野洲川北流から流れ出る土砂による砂の供給と砂浜の侵食（漂砂）のバランスが保たれ、松林や砂浜、ヨシ原、柳等、様々な湖辺の環境が形成されていました。しかし、野洲川北流の締め切りにより、土砂の供給が無くなったことから、湖岸侵食が急速に進み、浜の後退が見られる等、砂浜の維持や良好な湖辺の環境保全を進める必要があります。

突堤や養浜による対策を実施した区間については、砂浜の後退や侵食の改善が見られていますが、保全対策が必要な区間がまだ残っているため、引き続き対策を進めていきます。対策にあたっては、前浜の回復等により、自然性の高い湖辺や昔の姿に近づけることにより、多様な生物の生息・生育への配慮や琵琶湖の原風景の再生・保全を図ります。

砂浜の保全にあたっては、「マイアミ浜地区湖岸保全地域協議会」等を通じて地域と協働して砂浜の保全を進めていきます。



 : 整備実施区域

## 出典・根拠

### 草津地区の整備イメージ



施工前



施工後（イメージ）

### マイアミ浜地区の整備



施工前（H24.4月）



施工後（R4.5月）

**3.2 河川の維持の目的、種類および施工場所**

**3.2.1 河川の維持の目的**

圏域内の全ての一級河川(琵琶湖+131 河川)において、洪水による被害の軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持および河川環境の整備と保全がなされるように、行政と地域住民が連携を図りながら、各河川の特性を踏まえ、総合的に河川の維持管理を行います。その際、治水、利水、環境の面から河川を維持していくことで、地域住民が安心やうるおいを感じ続けることができるように配慮します。また、生物の生息・生育環境や良好な景観を保全しながら、自然を楽しむことができる河川空間の利用を促進していきます。

**3.2.2 河川の維持の種類および施工場所**

圏域内の一級河川を適切に管理していくため、地域住民との協働のもと、河川における取排水、流域の汚濁負荷や河川水量の変化に伴う水質変化、生物の生息・生育状況等の河川環境管理に関する基本的事項の実態把握に努め、以下の各項目について必要な対策に努めます。

なお、河川の維持にかかる項目の中で、特に、洪水による被害の防止の観点から実施する樹木伐採、堆積土砂の除去、護岸補修等の対策については、地域住民の生命と財産を守るため、緊急性の高い箇所から順次計画的に実施します。

また、豊かな自然環境や美しい河川景観、憩いやふれあいの場としての河川空間等良好な河川環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくためには、地域住民と協働して河川の維持管理を行うことが重要です。このため、草刈りやごみの除去、川ざらえ、河畔林管理等地域住民等が主体的に行う活動に対して、積極的に支援します。

さらに、令和4年3月に改訂した「甲賀土木事務所管内河川維持管理計画」、「南部土木事務所管内河川維持管理計画」に基づき、河川管理施設や河川の状態、周辺の状況に対応した、河川の維持管理を行うことにより、河川を適切な状態に保全・回復させるように努めます。

**(河川管理施設の維持管理)**

圏域内の一級河川において、堤防、護岸等の河川管理施設の機能を十分に発揮させるために、河川管理施設の点検により施設の老朽化や不具合等を早期に発見して機能の低下防止に努めます。さらに、地域住民組織等との連携のもと、所定の流下能力が確保できるよう、適切な維持管理に努めます。

あわせて、河川巡視を円滑に行うための管理用通路の確保や、背後地の状況を踏まえ、越水対策にも資する堤防幅の確保、堤防天端の舗装等も必要に応じて検討します。

青土ダムについては、ダムの機能を発揮するため必要な施設の改善や点検補修等を実施し、引き続き適正な管理に努めます。

また、圏域に現存する河川の築堤区間において、破堤による壊滅的被害を防ぐため、現に出水時において漏水等の現象が確認された箇所、破堤の危険性を認知した箇所等については、基本断面形状を確保しつつ、堤防の侵食対策や浸透対策を実施します。なお、その優先順位については背後地の利用状況等を勘案し決定することとし、対策工法を検討する際には、地下水への影響、周辺地域の水利用、自然生態系、親水性等に配慮します。

**(河床の維持管理)**

圏域内の一級河川において、河川の流下能力の確保や河川管理施設の機能に影響を与えないように調査・検討を加え、河床の維持管理に努めます。その際に、地域住民や学識経験者の意見を参考にし、生物環境等にも配慮していきます。

掘削により生じた建設発生土は、他事業への有効利用に努めます。

特に野洲川および杣川の流下能力の維持・回復に関しては、本川と支川のバランスを考慮します。

**(湖岸の維持管理)**

琵琶湖岸については、侵食等の状況を把握するとともに、必要が認められた場合には、「琵琶湖保全再生法」に基づき、砂浜の保全、再生やヨシ原の保全等の対策に努めます。

**(河川環境の保全)**

圏域内の一級河川において、住民が河川に親しみ、憩いやふれあいの場となるような河川環境の保全に、広く地域住民と行政が協働して取り組めるよう努めます。また、草刈りやごみの除去についても住民と行政の協働による啓発や収集活動による適正な管理に努めます。さらに、学校教育等と連携し、子供達の河川での自然学習を通じてモラルの向上に取り組んでいきます。また、地域住民等が親しめる河川空間を創出するため、河川環境の整備に努めます。

長い年月を経て刻々と変わりゆく河川の自然環境を知ることは、その維持に必要な不可欠な事項であり、生物調査を含む環境調査の実施を検討します。その際には、関係機関や地域住民と協力して行い、できる限りその情報を公開していくよう努めます。

河道内樹林は、生態系の保全等良好な河川環境の形成に重要な役割を果たしています。そのため、治水上河川管理に支障が生じた場合や、外来種対策の必要が生じた場合については、有識者・地域住民等の意見を参考に伐採等を検討します。



河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>(河川占用および許可工作物の設置等への許可・対応)</p> <p>河川の占用および新たな工作物の設置ならびに施設の改築等については、本整備計画ならびに他の河川利用と整合を図りつつ、治水・利水・環境の視点から支障をきたさない範囲で基準を満たしたものを許可します。また、地域の再生や水辺の賑わい創出のため、地域ぐるみでの取り組みとして合意形成された河川敷地の利用計画がある場合は、「河川空間のオープン化」の制度の利用も含め、自治体等関係機関、地域住民、利用者等の意見を十分に聴いて判断するものとします。</p> <p>許可工作物の維持管理に関する指導・監督については、河川の許可工作物として堰および橋梁等が設置されており、これら工作物について河川管理上において支障となることが予想される場合は、施設管理者に速やかに点検・修理等の実施についての指導・監督を行います。また、河川工事実施の際には、施設の占有者と十分協議し、必要な対策を講じていきます。</p> <p>さらに、河川利用を妨げる不法投棄・不法占用等については、必要に応じて流域自治体や関係機関と連携し、監督処分を含めて指導・管理の徹底を図ります。</p> <p>(流水の管理)</p> <p>圏域内の一級河川において、現在生息する水生生物が持続的に生存可能な水質も含め、将来にわたり安定した河川水による良好な河川環境が維持されるよう、河川管理者、利水者および地域住民等が協働して取り組みます。また、水源として森林を保全する種々の取り組みについて支援していきます。さらに、様々な機会をとらえて水利用の節約や工業用水のリサイクルの推進等の家庭・企業および農家への啓発を行い、地域レベルでの水循環の回復を促進します。</p> <p>流域全体で、将来に渡り健全な水質・水量が維持されるよう、今後とも地域住民や関係市、利水者と連携して適切な水管理・水利用を図っていきます。</p>	

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p><b>3.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項</b></p> <p><b>3.3.1 河川への流出量の抑制</b></p> <p>公園やグラウンド、道路、公共施設等の管理者は、雨水の貯留および地下浸透に努めます。農林業関係者が、森林や農地の適正な保全管理に努めることができるよう、滋賀県および市町は支援を行います。そのことにより、流域全体での雨水貯留機能・浸透機能を維持向上させ、急激な流出を緩和し河川・水路への負担を軽減します。</p> <p>また、都市計画法等に基づく開発行為の許可に関して、開発に対する雨水排水計画基準や開発指導要綱を設け、下流河川・水路の流下能力が不足する場合に、開発者に対して流出抑制施設の設置を指導するとともに、開発区域から流出抑制を適正に図るため、適宜、開発行為に関する技術基準等の見直しを行います。</p> <p><b>3.3.2 総合的な土砂管理に向けて</b></p> <p>琵琶湖の砂浜湖岸は、山地域の供給源から河川を通じて河口へと流れて堆積した土砂が、湖辺域の沿岸に流されて形成されています。</p> <p>これまで、土石流等の土砂災害や、過剰な土砂供給による河道内での土砂堆積・河口部の閉塞等、上流からの土砂に苦しめられるなか、その対策として治山事業、砂防事業で土砂の流れを調節したり、また河川事業や砂利採取により堆積土砂の除去を行ったりしてきました。さらに治水・利水ダムの設置は、結果として下流部への土砂の流出を抑制しています。</p> <p>こうした土砂供給の減少は、河床の低下や湖辺域での砂浜侵食等を招くこととなり、砂浜侵食に対しては、突堤や養浜等の対策を実施してきました。</p> <p>平成4年頃から琵琶湖湖岸の侵食災害が頻発するようになり、これらに対して突堤や養浜等の対策を実施していますが、一方で汀線がのこぎり状に安定し本来の湖岸景観が失われるとともに、砂浜の砂の動きが停止し植生が侵入するといった更なる問題点も指摘されています。</p> <p>今後は、山地から河道、湖辺域に至る連続した土砂移動のダイナミズムを回復し、動的平衡状態の中で、土砂の量と質（粒径）のバランスのとれた河川・湖岸の実現を目指すことが理想です。</p> <p>しかし、流域全体での土砂移動に関しては、解明されていないことが数多くあります。このため、個々の砂浜や河川における課題（土砂の堆積、河岸の洗掘等）の状況に応じて、山地から河道、湖辺域への連続した土砂移動の把握や、実現可能な対策を、長期的課題として検討します。</p>	

## 河川整備計画（本文）

### 3.3.3 川に関わり、川に親しむ地域社会の形成

河川の豊かな自然環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。このためには、人々が川に関わり川に親しむことによって、地域社会と川との日常的な繋がりを深めていくことが必要であり、次のような事項の推進に努めます。

- (1) 川づくり・流域づくりを進めている地域活動および学校教育等との連携を図り、河川愛護月間等における行事や河川に関する広報活動を通じて、河川愛護の普及・啓発に努めます。
- (2) 河川の整備・保全・維持については、河川に関する情報を広く積極的に提供し、地域住民等とのコミュニケーションの充実を図り、官民一体となった河川管理ができるよう努めます。
- (3) 川の施設を拠点とした地域活動団体等と連携し、地域住民などにふれあい、学ぶ場、機会の創出を行っていくことにより、地域等に親しまれる川づくりに努めます。
- (4) 古くからの川と地域住民とのつながり、川にまつわる地域文化が今後も継承されるよう協力していきます。
- (5) 河川環境のモニタリングを地域住民と協力して行うとともに、その情報を公開していくよう努めます。
- (6) 青土ダムにおいては、小学生を対象とした説明会等を実施しており、ダムの重要性について関心を高め理解と親しみを深めるよう努めます。

上記のような地域社会と川との日常的な繋がりを深めるための取り組みを通じて、地域の中での川や湖を守る活動を支援します。

### 3.3.4 水量・水質等の把握

河川の適正な流水管理を行うため、継続的な雨量、水量、水質等の把握に努めます。また、この際、河川管理者の観測データのみを利用するのではなく、より広範なデータの収集に努めます。

## 出典・根拠



滋賀県流域治水委員会 第9回住民会議（平成21年3月10日）



来見川再生プロジェクト現地視察（平成16年7月15日）



第4回野洲川ちよっと発見ウォーク（平成16年12月12日）

4. 超過洪水時の被害を最小化するために必要な事項

4.1 平常時における関係機関の連携

河川管理者、関係機関（防災部局・都市計画部局等）、関係市等と連携し、超過洪水時の被害を最小化するために必要な対策を総合的・継続的に検討し、実施します。

4.2 洪水時の連携の強化

洪水時の連携を強化するため、「平常時の備え」と「緊急時の体制」について対策に取り組みます。

「平常時の備え」については、雨量観測所および水位観測所、河川防災カメラで観測した雨量や水位、河川のカメラ画像などの防災情報を「滋賀県土木防災情報システム」を用いて、関係市や機関、地域住民などに提供しています。今後、これらの防災情報を安定的に提供するため、設備の適切な維持管理に努めます。

「緊急時の体制」については、彦根地方気象台等から水防活動に関する気象予報警報の通知があった場合、県庁に水防本部を設置すると同時に水防体制に入るものとします。水防体制下では降雨状況、河川水位等の監視を行うとともに、雨量・河川水位の状況等から河川パトロールが必要であると判断した場合には速やかに現地確認等で情報収集を行い、水防活動に必要な情報を関係市や機関に連絡するなどして、水防活動や避難行動を支援します。また、土砂災害に関する防災情報を把握し、効果的に提供するとともに、関係市や関係機関と連携して土砂災害による被害軽減に努めます。



第6回 甲賀圏 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会  
出典：滋賀県 HP



滋賀県土木防災情報システム



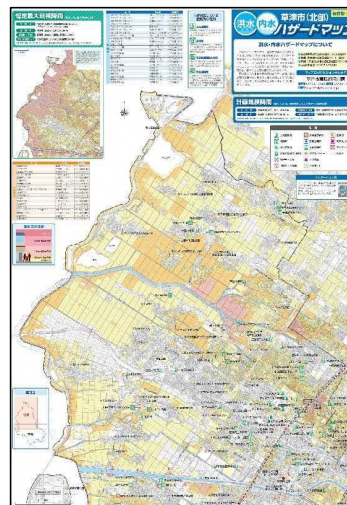
滋賀県 河川防災カメラ（リアルタイムでの防災情報）



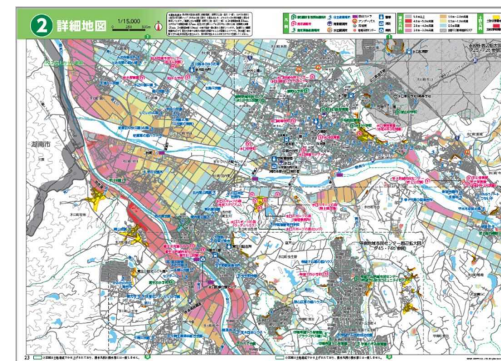
### 4.3 水防、避難体制の強化

毎年、出水期前には水防活動が的確に行えるよう、重要水防区域等を圏域内の市と共に見直すとともに、水衝部等氾濫の危険性の高い地点を重点的に、市と合同によるパトロールを行います。水防倉庫には水防活動に必要な資器材を備蓄し、常に点検確認を行い、必要量を確保します。

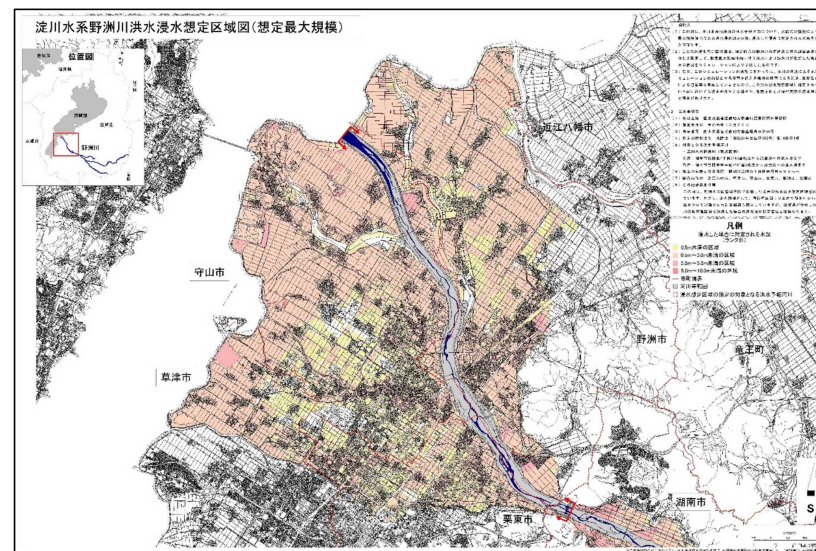
洪水予報河川である野洲川上流と柚川では、洪水予報を行い、水防活動や地域防災活動を支援します。また、野洲川上流、柚川、草津川においては、地先の安全度マップや洪水浸水想定区域図を効果的に活用し、避難場所・危険箇所等を明示したハザードマップの作成や流域住民への周知に対しても支援します。なお、万一氾濫などが生じた場合でも、被害をできるだけ少なくするため、事前に地域住民の方に対して河川の氾濫などに関する情報を提供するソフト面での対策として、「河川整備の目標とする降雨」と「想定し得る最大規模の降雨」を対象にした野洲川上流・柚川洪水浸水想定区域図（平成 29 年 7 月 12 日）と草津川洪水浸水想定区域図（令和元年 10 月 1 日）を公表しました。また、市が実施する避難場所・危険箇所等を明示したハザードマップ・防災マップの作成・公表、地域住民へのより効果的な周知を積極的に支援します。合わせて、降雨・水位情報、過去の被害状況等の提供を通じて、避難行動開始の判断等を支援します。



ハザードマップ（草津市）



ハザードマップ（甲賀市）



野洲川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

河川整備計画（本文）

4.4 水害に強いまちづくり

本圏域は、超過洪水が生じた場合に、将来にわたり壊滅的な被害が想定されます。たとえば、野洲川の石部頭首工から上流部では、沿川に JR 草津線や主要地方道草津伊賀線（旧国道 1 号）等の交通機関が隣接し、人口・資産の集積が進行しています。

人的被害や生活再建が困難となる深刻な資産被害が想定される氾濫地域においては、土地利用の動向等を勘案して、関係機関との連携・協働により、水害リスクの周知に努めるとともに、土地利用の誘導、建築物の工夫、浸水時の交通規制・避難誘導等を検討します。

(1) 既に市街化が進行している箇所あるいは市街化が確実な箇所

確実な避難行動の確保を重点的に図るとともに、関係住民および関係市の合意のもと要請がある場合に、既設道路等を活用した二線堤や輪中堤・宅地嵩上げ等により浸水を回避するための対策の実施を検討します。

(2) 市街化が進行していない箇所

深刻な資産被害が想定される区域の市街化をできるだけ回避するため、関係機関と連携し、土地利用の規制を検討します。

4.5 地域防災力の向上

過去の水害の歴史を記録保存し、次の世代へと継承するよう努めます。また、本整備計画に基づく河川改修により、「全ての水害がなくなるわけではない」ということを地域住民、関係機関に広く啓発するよう努めます。さらに、インターネット等を活用して、圏域内の氾濫特性を示す浸水想定区域図や地先の安全度マップ<sup>(注 8)</sup>（浸水深、流体力、被害発生確率等）や河川の流下能力、堤防点検結果を流域住民に提供し、水害に対する意識の高揚を図ります。

また、「水防訓練」や滋賀県および市の水防関係の初任者を対象に水防意識の高揚と水防工法の習得を目指した「水防研修会」を実施します。滋賀県と市の間の情報伝達訓練等を行うことにより、平常時から水防体制の円滑な運営に努めます。青土ダムにおいては、ダム放流時における事故防止とダムの洪水調節を的確に行うため、「ダムの管理演習」を毎年実施し、洪水時における迅速な情報伝達の習熟とダム管理に対する関係住民への理解を深めるよう努めます。

(注 8) 地先の安全度マップとは、河川だけでなく身近な水路の氾濫等を想定した、人びとの暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度を示す図面のこと。

4.6 超過洪水時の減災に効果のある河川管理施設の整備・保全

草津川、葉山川、大砂川をはじめとする圏域内の築堤河川のうち、破堤が生じた場合に壊滅的な被害が想定され、かつ、当面の間、下流リスクとの関係から築堤が制限されたり平地河川化等抜本的な破堤回避対策の実施が困難な区間については、被害を極力軽減するため、堤防の侵食対策や浸透対策にあわせて堤防天端の舗装等越水対策にも資する対策や、水害防備林、霞堤等の整備・保全等堤防強化以外の減災対策も必要に応じて検討し実施します。

また、既存ダムの洪水調節機能の強化として、治水の計画規模や河川（河道）・ダム等の施設能力を上回る洪水の発生時において、ダムの事前放流により、ダム下流河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を図ります。

なお、流況や堤防の形状、背後地の利用状況等から、越水が生じる想定頻度や破堤時の被害の大きさを勘案し、差し迫った危険性が予見される箇所から優先的に対策を検討・実施していきます。

「滋賀県中長期整備実施河川の検討」における T ランク河川

河川ランク	河川名
T ランク	大砂川(吉永)、落合川、高田砂川、家棟川〔湖南市〕、由良谷川、山田川、家棟川〔野洲市〕、美濃郷川、葉山川、中ノ池川、童子川、菖蒲谷川、十禅寺川、金勝川、光善寺川、草津川、北川、狼川

T ランク河川：堤防の質的強化や氾濫制御を図る河川

また、すべての河川において、超過洪水時の減災に効果のある霞堤や調節池等について必要に応じて整備・保全します。

出典・根拠



大規模氾濫減災協議会合同会議（平成 31 年 1 月）



平成 25 年度 甲賀地域水防訓練

④ T ランク河川一覧（案）

管内	河川名	管内	河川名	管内	河川名	
大津	香濃川	甲賀	大砂川(吉永)	長浜	跡川	
	大宮川		湯合川		高崎川	
	熊川		高田砂川		美野川	
	大井川		家棟川(甲賀)		美野川	
	大栗川		由良谷川		田川	
	草津川	東近江	豊川	日光寺川	木之本	大川
	高津川	家棟川	田代川	坂所川	赤川	
	藤ノ木川	家棟川(大津)	日野川	廣津川(再編)	赤川	
	美野川	狼川	松川	赤雲川	高島	稲川
	美濃郷川	北川	法良寺川	安曇川	5 5 河川	
葉山川	美濃郷川	大上川	安曇川北流			
光善寺川	草津川	宇智川				
金勝川	十禅寺川	小野川				
中ノ池川	童子川	野川				
菖蒲谷川	美濃郷川	野川				
十禅寺川	草津川	野川				
金勝川	北川	野川				
光善寺川	狼川	野川				
草津川		野川				
北川		野川				
狼川		野川				

※本表は管内別に五十音順にならべたもので優先順位を示すものではありません。今後、調査結果を踏まえ、調査・検討を踏まえて優先度を定め、別表を定めるものとします。今後、データの蓄積に伴い、見直しがあります。

出典：滋賀県中長期整備実施河川の検討『河川の選定結果』平成 20 年 10 月  
 ※上表の家棟川（野洲）、家棟川（甲西）は、整備計画本文ではそれぞれ家棟川〔野洲市〕、家棟川〔湖南市〕と記載しています。

5. 附則資料



甲賀・湖南圏域関係市6市  
 対象河川には琵琶湖が含まれています。  
 琵琶湖湖面の圏域界は琵琶湖に面する市町行政界とする。

：国土交通省の管理区間

甲賀・湖南圏域位置図（対象河川および整備区間）